



この事業は、当地域の中小企業の皆さまが、ものづくり技術の向上及び競争と経営基盤の強化を図るために行う、知的財産権の取得事業に対して、その経費の一部を補助する事業です。

補助対象者	福山商工会議所の会員事業所（中小企業者） ※補助の対象とする者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者で、福山商工会議所の会員事業所（会費を完納している方）とする。
補助対象事業	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業
補助対象事業費	①出願手数料 ②出願審査請求手数料 ③実用新案技術評価請求手数料 ④弁理士費用

補助金額 補助対象事業費の2分の1以内 限度額10万円

※ただし、同一出願案件1回限り、当該年度1中小企業者1回限り
※他の公的機関の補助を受けていないものに限りです。

★申請期間 2020年3月末日まで随時受付

◎特許庁への（出願・出願審査請求・実用新案技術評価請求）提出前に申請が必要です！

全体の流れ

- ①交付申請 募集期間中に、当所産業課へ申請を行ってください。
- ②審査 提出された申請書類にて審査を行い、適当と認めるものに、補助金交付決定通知書を交付します。
- ③実績報告 事業終了後、事業報告書（様式指定）提出してください。
- ④補助金交付

申請書類について

申請の際には、以下の書類を提出してください。

- ・申請書類ダウンロード（申請書類一式）
- ・報告書類ダウンロード（報告書類一式）